

戸籍法と住民基本台帳法の一部が改正されます

「誰でも、戸籍の謄抄本や住民票の写し等の交付請求をすることができる」という現在の制度を、「個人情報保護の観点から交付請求ができる場合を限定し、本人確認を法制化すること」で、不正な請求やなりすましによる請求を防止します。

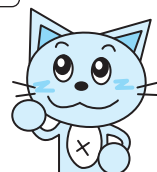
5月1日
施行

① 証明書（戸籍謄抄本や住民票の写し等）を交付請求できる場合が限定されます

1. 本人等による交付請求

- 戸籍の謄抄本等
 - ① 戸籍に記載されている方またはその配偶者
 - ② 直系尊属（本人の父母、祖父母、曾祖父母等）または直系卑属（本人の子、孫、曾孫等）
※配偶者の父母、祖父母、子等は、含みません。
- 住民票の写し等
本人または本人と同一世帯の方による請求

請求するとき、
ちゃんとした理由が
いるんだなあ



2. 第三者による交付請求

- ① 自己の権利行使または義務履行のために戸籍、住民票の記載事項を利用する
正当な理由がある場合
※請求の際に、証明書を利用する理由を具体的に書いていただく必要があります。
- ② 弁護士等による職務上の請求

② 窓口に来られた方の本人確認を行います

窓口で、戸籍謄抄本や住民票の交付請求に来られた方、戸籍の届け出や住所の異動届に来られた方について、本人確認を行います。

③ 代理や使いの方は、委任状などの代理権限を明らかにする書類が必要です

証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくするのはどうしてですか？

「不正に他人の証明書（戸籍、住民票）を取得する」という事件が発生しています。そこで、各種の証明書に記載された個人情報を保護するため、取得する要件や手続きなどを厳しくすることになりました。

本人確認はどのような方法で行うのですか？

窓口に来られた方に運転免許証やパスポートなどを提示願い、本人確認を行います。



自分の住民票を取るときでも、
運転免許証を見せないと
いけなくなるんだよ

今回の改正は、市民のみなさんの情報や権利を守るために必要なこととなります。ご理解とご協力をお願いします。

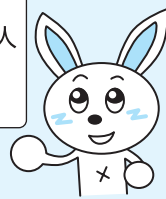
私が、夫の父母の戸籍謄本を取る場合、どのような手続きになりますか？

夫（配偶者）の父母は、直系尊属ではありません。父母または夫があなたに戸籍の請求を依頼したことが明らかとなる委任状が必要になります。また、窓口で、あなたの本人確認を行います。

どうして、戸籍の届け出や住所の異動届の際にも本人確認が必要になるのですか？

「知らない間に婚姻している」「知らないうちに引っ越ししている」など、他人が勝手にその届け出をして、真実でないことが戸籍や住民票に記載されるといふ事件を防止する手段として、窓口へ届け出に来られた方の本人確認を行うことになりました。
※市では、各届け出について、すでに本人確認を行っています。

だから届け出のときにも本人確認が必要になるんだね



問北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334